

### 第37回山形地方裁判所委員会議事概要

#### 第1 日時

令和4年6月29日（水）午後1時30分～午後2時30分

#### 第2 場所

山形地方裁判所第1会議室

#### 第3 出席者

五十嵐幸弘、大石徹、大林潤、折原浩文、高倉新喜、高橋修、土倉健太、古瀬隆志、八巻明美、結城義則、渡邊英敬、渡辺将和、渡辺正人（敬称略、五十音順）

（列席職員）

山形簡裁佐藤裁判官、出羽地裁事務局長、澤田地裁事務局次長、山形簡裁武田庶務課長、同鈴木主任書記官

（庶務）

熊谷総務課長

#### 第4 議事

1 新任委員挨拶（折原委員、高倉委員、八巻委員、結城委員、渡邊委員、渡辺（将）委員）

2 委員長の指名

出席委員の互選により、渡邊委員を委員長に指名した。

3 議題「民事調停について～調停制度発足100周年を迎えて～」

(1) 議題に関する基本説明（佐藤裁判官）

(2) 意見交換、質疑応答

別紙のとおり

4 次回の予定等

(1) 次回開催日時（家裁委員会と同日開催）

令和5年2月15日（水）午後

(2) テーマ

委員長に一任することとされた。

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長、○委員、■説明者（列席職員）)

1 民事調停について

- ◎ 裁判所では、調停制度100周年ということで、リーフレットを作成したり、8月の広報テーマとするなど、広く広報に努めているところであるが、説明を聞いた上での御感想、御意見等はあるか。
- 調停の件数は最盛期の20分の1程度に減っているということであるが、その原因として、いわゆるサラ金関係の調停がどのくらいあるのか等、事件種別ごとの内訳の状況がわかれば教えていただきたい。
- 民事調停の中で、先ほど委員からお話があったいわゆるサラ金関係の調停というのは、特定調停という債務弁済に関する調停になるが、平成29年は全国で3368件、令和3年は2231件となっており、最も多かった時期からするとかなりの減少になっている。
- 特定調停は、多いときは数十万件あったと思うので、非常に大きく減少していると思う。
- いわゆるサラ金関係の問題でいうと、テレビ等で弁護士が債務整理等のコマーシャルを流しているが、そういうところに相談して解決している問題は裁判所の調停件数には入っているのか。
- 御紹介している統計数値は、裁判所に申立てがあったものであり、任意の債務整理等は含まれていない。
- それらが数値に含まれないことが民事調停の全体的な数を減らしているということか。
- サラ金の問題はなくなっていないと思う。大都市の弁護士事務所は大量に広告を出して顧客を募っているが、そういうところは、業者と返済の合意ができればおしまいという感じで、将来の生活再建についてはあまり考えてくれない面も

あると思うが、大事なのはその後の生活再建であり、そのような将来のフォロー、生活指導も含めて解決していくという意味では調停の制度は大変良い制度であると考えている。

調停の件数への影響という意味では、大都市の弁護士にインターネットから依頼しているような人が多く、そちらに流れているということはあるかもしれないと感じている。また、交通事故について、弁護士特約を利用する人が増えていて、調停ではなく訴訟に流れているのも1つの要因と思われる。

- 調停の減少傾向について裁判所が考えているところでは、厳密な分析ではないが、さきほど委員から御紹介があった、弁護士による裁判所外の任意整理に流れているということは御指摘のとおりと思われる。その他には、昨今は、当事者の権利意識が高く、自己の主張に拘って相手の主張や提案、調停委員会の説得に応じない当事者が増えており、次の解決手段として、訴訟を念頭においている当事者も多いということが挙げられている。また、不成立で終局する事案については、期日の経過により明らかになった双方の事情を踏まえ、調停委員会において、調停案を提示することもあるが、納得せずに不成立で終局するケースが多い。

その他、調停の1回の期日にかかる時間が長いことや双方の意見の調整を図るために調停期日を複数回重ねることが多く、訴訟と比べて長くかかると感じている方が多いのではということも考えられる。

広報面では、民事調停制度の周知が不足しているのではないかという指摘もある。裁判所では、これまで模擬調停を企画して調停制度の周知を行ったり、出前講義による裁判所の制度の周知をしたり、紛争が持ち込まれる相談関係機関に調停のパンフレットを配布したりといった広報活動を行ってきたが、なかなか効果が上がっていないという状況にある。

- ◎ 民事調停制度自体は、紛争解決方法として使い勝手が良いものと思われ、より多くの方に利用していただきたいが、いろいろと工夫しても利用が増えない状況にある。利用促進のための有効な方策について、各委員において何か御意見はあるか。
- 個人と業者の間のトラブルを対象としている消費生活センターの立場から見る

と、相談を受けた方に調停制度に紹介するというようなケースは少ない。個人間のトラブルであれば、解決方法として民事調停を紹介することはあるかもしれないが、裁判所というやはり敷居が高いと感じる方が多いという印象はある。弁護士事務所を紹介することもあり、弁護士相談の結果、調停になることもあるとは聞いているが、当センターから直接紹介することはあまりないように思う。

また、広報として、ホームページによる広報をしているということだが、なかなか、消費生活センターにおいても、そういう機関があるということが市民の方々に認知されていない。普通の方は、トラブルが起きて自分自身が困った立場にならないとホームページを見たりしないとされるので、ホームページにどのように誘導して、見てもらうかということも考えないと難しいのかなと思われる。

◎ 弁護士との相談の中で調停に進む場合もあるというお話があったが、弁護士の方々は手続きの選択についてどのように振り分けておられるか、実情を紹介いただきたい。

○ 「法テラス」という相談機関があるが、そこでは、借金問題であれば任意整理や破産、仲介、あっせんなど様々なメニューがあるし、お金がない人に費用を立て替えるという制度もあるので、相談の入り口として多くの方が利用している状況にある。そこからつながる弁護士相談の場でも、すぐに裁判所の調停に進めることはあまりないように思うが、私の場合は、根本的な感情の対立があって理屈だけで通りにくい事案について、調停委員によく話を聞いてもらってうまく解決したという事例は何件かある。

昨今はネット社会なので、市民の方もいろいろ調べて法的知識は持っている方が多いが、ネット上の一般的な法律の解説を自分に都合のいいように解釈しがちなところがあり、そういう場合にも調停を勧める場合がある。ただし、そういう事例だと、調停委員の方々も進めるのに苦労している面はあると思う。

◎ 仮に皆様がトラブルを抱えたりしたとき、民事調停を利用しようというお考えに至るか、という辺りが気になるところだが、民事調停という制度の存在自体、あまり知られていないようで、やはり制度自体の周知が不足しているということかもしれない。裁判所としては、制度を知ってもらうための工夫をいろいろしているが、あまり効果が上がっていないという状況にあるということと思われる。

○ どなたでも、調停を利用しようと最初から思っているわけではないので、何か困ったときにネットで、例えば「借金」と検索したときに、調停制度のことが出てくるというように、パンフレット等よりもやはりインターネット上での広報が必要であると思われる。お話に出ていた首都圏の弁護士事務所等は、たくさんお金をかけて宣伝しており、ネットで検索したときにもそこにたどりつきやすくなっていると思う。

○ いろいろな方法があるとは思いますが、あくまで参考として述べると、県内にテレビ局は5社あるし、報道機関のニュース等でうまく扱ってもらうのが、費用もかからないし良い方法ではないかと思う。

報道機関にうまく取り上げてもらうための方法としては、記者クラブというものがあるので、そこにタイミングをとらえて企画したイベントの情報をリリースしたり、他にも無料相談会をやりますというアナウンスだけではなくて、説明の中でもあったような具体的なトラブル解決の例を、可能な範囲で紹介し、それと合わせて制度の紹介をするなどすれば、取り上げてくれる報道機関もあると思われる。最近のテレビニュースは、その中からネットニュースに上げることもあり、テレビ報道に加えてネットでも報道してもらえる場合もあり、そうなることさらに広くアピールできるのではないか。

◎ 裁判所では、裁判員裁判を始め、いろいろと国民の皆様にご協力していただかなければならない制度について力を入れて広報活動をしてきており、記者クラブにもアピールはしており、今年も、5月にウェブ会議方式での出前講座を行ったが、興味をもっていただけたのが1社だけであった。どのように関心を持っていただくかというのは重要なポイントだと思われる。

○ やはり、身近で具体的な解決事例を示していただくと取扱いやすいのではないかと思う。

○ 基本説明の中にもあった、高校での出前講座というのはとてもよいと思うし、テレビの活用というのも良いアイデアだと思う。高校生であればお金に関することも学ぶべき時期でもあり、非常に役に立つのではないか。その他には、例えば社会福祉協議会では、高齢者を対象にいろいろな困りごとの事案も扱っていると思うが、そういうところでも、警察の詐欺被害防止講座でやっているようなわか

りやすい寸劇を見せて民事調停を知ってもらおうとか、各地域の民生委員等とも協力して催しを企画するということも考えられると思う。また、私が関わってきた町内会活動においても、携帯電話に詐欺まがいの電話がかかってくる等の心配事の情報が入ったりするので、自治体等に出前講座等の声かけをするということも考えられる。ネット社会という話も出ているが、高齢者向けには、町内会の回覧版など、年代に合った方法で周知することも考えてよいと思う。

◎ ターゲットに合わせた働きかけの方法を考えるということだと思うが、大変参考になる御意見であると思う。

○ 銀行協会においても、いわゆるADR制度（裁判外紛争解決制度）があり、利用されている実績等は、いま手元に資料がなく不明であるが、どういうところから利用相談につながっているのかというと、大体、苦情相談受付窓口等からということが多く、その他には、銀行の方からお客様に対し、裁判にする前にこういう解決の仕方があるという説明をして利用してもらっており、アナログ的な入り口がほとんどである。これまでのお話でも出ていたように、調停についても同じような状況なのかなと感じる。

そこで、チラシ等でのPRよりもインターネットを使おうということになり、ホームページの充実と考えがちであるが、若い方々に聴くと、同じネット環境でも、SNSは利用するがホームページというのを見ないという方が多いとのことであり、銀行でも、最近では、ホームページも開設してはいるが、並行してSNSにも力を入れ、LINEのアカウントを作るなどの工夫をしているところである。また、QRコードで必要なページにつながる仕組みも取り入れるなどして、困っている方が必要なページにつながりやすくなるようなPRをしている。

チラシやホームページより、最新のネット環境へのアプローチを工夫した方が良いのかなと感じる。

◎ 裁判所においてもデジタル化を進めており、本日配布している資料でもQRコードを掲記している資料があるが、できることから取り組んでいるところであるが、委員の皆様から、非常に参考となる情報や御意見をいただいたので、今後の広報活動を工夫する上で参考とさせていただきたい。

## 2 その他の話題事項

■ 山形地裁では、裁判員制度についてだけでなく、幅広いテーマについて学校や企業等への出前講義を行っている。先方のニーズに合わせて、裁判員裁判やその他の裁判の種類や仕組み、今年の例としては、法改正により民法や少年法がどう変わったのか、それに伴ってどういう注意が必要かなど、御希望のテーマに沿って、裁判官が実際に出向いたり、ウェブ会議も活用したりして、裁判官が解説し質疑応答も行っている。

また、裁判所見学の際に、法廷傍聴に加えて裁判官から裁判の仕組みや制度、民法上のトラブル解決等について説明するなどの広報活動も行っているところである。

広報活動の趣旨としては、裁判員の辞退率が上がってきているなど、裁判員制度の意義についてあらためて理解いただきたいということもあるが、法改正についての国民の皆様への周知という観点や、若年層に対する法教育という観点で、自分が抱えている問題が法的問題であると認識することや、紛争は法的に解決していくべきものということも含めた法教育としても実施しているものである。

新型コロナウイルスの状況も見ながら実施しているところであるが、ぜひ、学生さんなど、皆様のお子さん方の世代や、皆様自身の職場、関係先で、裁判所の出前講義について積極的に話題にしていただき、例えば、学校の文化祭や企業の研修の1コマというものでも柔軟に対応するので、御興味があれば積極的にお問合せいただくよう、御周知をよろしくお願いしたい。

以 上